

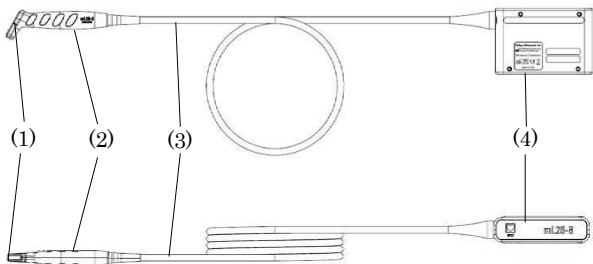
機械器具（12）理学診療用器具
管理医療機器 特定保守管理医療機器
手持型体外式超音波診断用プローブ（40768000）

フィリップス 超音波診断用プローブ mL26-8

【形状・構造及び原理等】

本品は、ケーブル、ハンドル及び超音波出力部で構成される。

1. 各部の名称



番号	名称
(1)	超音波出力部
(2)	ハンドル
(3)	ケーブル
(4)	コネクタ部

体に接触する部分の原材料
超音波出力部：シリコンゴム

2. 機器の分類

電撃に対する保護の程度による装着部の分類：CF 型装着部
水の有害な浸入に対する保護の程度の分類：IPX7

3. 作動原理

電圧を超音波ビームに変換する複数の素子を有し、電子的に超音波ビームの方向を定め、焦点を合わせ、反射したエコーを検出する。

【使用目的又は効果】

本品は、超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し、画像情報を診断のために提供する装置に使用するプローブである。

【使用方法等】

1. 使用前準備

- 本プローブおよび接続先の汎用超音波画像診断装置等の添付文書、取扱説明書を読み、当該プローブが適合することを確認する。
- 使用する超音波画像診断装置の取扱説明書を熟読し、使用方法を確認する。
- プローブに傷や変形のない事を確認し、超音波画像診断装置に接続する。
- 超音波画像診断装置の電源を入れ、システムが正常に立ち上がることを確認する。
- 別に供給されるプローブカバーをプローブに装着する。

2. 使用中の操作

- 患者の検査部位とプローブの接触面（超音波出力部）に超音波用ゲルを塗布する。この際、プローブの超音波出力部保護のため、鉱質油等を使用しないこと。
- 接続先の超音波画像診断装置の使用方法に従い、適切な画像が得られるよう適宜プローブの接触位置と角度を調整しながら超音波画像診断装置を操作する。

3. 終了手順

- プローブを超音波画像診断装置より取り外す。
- 取り外したプローブは、次の使用に備えて清浄な状態にしておく。また、プローブカバーは使用した施設の規則にしたがって処分する。

4. 組み合わせて使用する医療機器

本品は以下の医療機器と組み合わせて使用する。詳細は接続する医療機器の取扱説明書を参照すること。

販売名	医療機器認証番号
超音波画像診断装置 EPIQ/Affiniti	225ADBZX00148000

＜使用方法等に関連する使用上の注意＞

- プローブは衝撃に弱く、容易に破損する可能性があるため、慎重に取り扱うこと。
- 超音波出力について
次の注意事項に従い、超音波の熱的、機械的作用をよく理解したうえで使用すること。
・超音波出力は、診断可能な範囲で、できる限り低レベルに設定すること。また、検査時間を短くする等の配慮すること。
- プローブが損傷することを避けるため、取扱説明書に記載した超音波ジェルを使用すること。
- 故障の原因となるのでプローブコネクタ部は濡らさないこと。
- 感染や衛生の注意が必要な臨床環境で使用する場合には必ずプローブカバーを使用すること。
- 眼球検査に適用する場合は、接続する超音波画像診断装置のアプリケーションに眼用のプリセットが用意されていることを確認し、眼用のプリセットのみを使用して検査を行うこと。詳細は接続する超音波画像診断装置の取扱説明書を参照すること。

【使用上の注意】

＜重要な基本的注意＞

- 指定された機器以外の装置を接続した場合、所定の EMC 性能（電磁両立性）を発揮できないおそれがあるので指定機器以外は接続しないこと。
- 本装置の傍で携帯電話等、電磁波を発生する機器の使用は、装置に障害を及ぼすおそれがあるので使用しないこと。

＜妊婦、産婦、授乳婦及び小児等への適用＞

妊婦、妊娠の疑いのある者及び小児へ使用する場合は医師の指示のもとで慎重に行うこと。

超音波出力について、胎児に対する高出力、長時間の使用、特に妊娠初期の胎児への使用は、慎重に適用すること。

【保管方法及び有効期間等】

1. 保管の条件

常温、常湿、直射日光の当たらない場所で保管すること。

2. 耐用期間

* 7年〔自己認証（当社データ）による〕

（但し、指定された使用環境において標準的な頻度で使用され、指定の保守点検と定期交換部品・消耗品の交換をした場合の年数であり、使用状況によっては異なる場合がある）

【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検（日常点検）＞

1. 目視による点検

(1) 外観の確認

プローブの外観に異常がないことを確認すること。

・ケーブル等に損傷や磨耗がないこと。

(2) 清浄性の確認

清浄な状態であることを確認すること。

・プローブの洗浄・消毒方法は、取扱説明書等の指示に従って行うこと。

2. 機能の確認

(1) プローブの正常状態の確認

プローブの外観に異常がないことを確認すること。

・プローブを超音波画像診断装置に接続し、正常に動作すること。

・異音、異臭がないことを確認すること。

＜業者による保守点検＞

定期点検を弊社又は弊社の指定する業者に依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社フィリップス・ジャパン

・お客様窓口

電話番号：0120-556-494 平日 9 時～18 時

・修理受付窓口

電話番号：0120-381-557

製造業者：フィリップス ウルトラサウンド社

(Philips Ultrasound LLC)

国 名：アメリカ合衆国